

(令和6年第1回定例会12月会議)

参考資料（議案関係）

議案参考資料

(令和6年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

住民福祉課 社会福祉係

1. 議案名

議案第96号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

2. 背景・経過

令和4年7月1日に法務大臣より委嘱された岡村利晴委員が、令和7年6月30日任期満了となります。

3. 趣旨・目的

人権擁護委員法第6条第1項の規定による人権擁護委員のうち、岡村利晴委員の任期が令和7年6月30日に満了するので和歌山地方法務局長より候補者の推薦の依頼があり、同委員を推薦するため同法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

任期：令和7年7月1日～令和10年6月30日（3年間）

4. 概要

①目的

国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置く。

②定数

委員の定数は、9人

③委員となりうる者の資格要件

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者

④委員となることができない者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・人権侵犯に当たる犯罪行為のあった者
- ・政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(令和6年第1回定例会12月会議)

【議案第96号 参考資料】

人権擁護委員推薦候補者略歴

(人権擁護委員となりうる者の資格要件)

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者

氏 名 おか むら とし はる
 岡 村 利 晴

生年月日 個人情報保護のため以下余白となります。

住 所

職 業

略 歴

個人情報保護のため以下余白となります。

議案参考資料

(令和6年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

住民福祉課 社会福祉係

1. 議案名

議案第97号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

2. 背景・経過

令和4年7月1日に法務大臣より委嘱された北浦弘子委員が、令和7年6月30日任期満了となります。

3. 趣旨・目的

人権擁護委員法第6条第1項の規定による人権擁護委員のうち、北浦弘子委員の任期が令和7年6月30日に満了するので和歌山地方法務局長より候補者の推薦の依頼があり、同委員を推薦するため同法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

任期：令和7年7月1日～令和10年6月30日（3年間）

4. 概要

①目的

国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置く。

②定数

委員の定数は、9人

③委員となりうる者の資格要件

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者

④委員となることができない者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・人権侵犯に当たる犯罪行為のあった者
- ・政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(令和6年第1回定例会12月会議)

【議案第97号 参考資料】

人権擁護委員推薦候補者略歴

(人権擁護委員となりうる者の資格要件)

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者

氏 名 きた うら ひろ こ
北 浦 弘 子

生年月日 個人情報保護のため以下余白となります。

住 所

職 業

略 歴

個人情報保護のため以下余白となります。

議案参考資料

(令和6年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

企画公室

1. 議案名

議案第98号 かつらぎ町課室設置条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

かつらぎ町の組織機構については、平成17年10月の町村合併を経て、平成18年4月に子育て推進室の設置、平成22年4月に子育て推進室・農地課の廃止統合と子育て推進業務の教育委員会への移管、平成26年10月に人権推進室の廃止、平成30年4月に課室及び係の再編、令和2年4月に危機管理課の新設、令和3年4月に生涯学習課の係集約、令和4年4月に管財情報課、環境課の新設を行うなど、行政課題の変化に的確に対応するため、必要に応じ統廃合や新設等を行いながら、組織機構の合理化とサービスの向上に努めてきたところです。

3. 趣旨・目的

今回の機構改革に関しては、新たな課・係を設置することにより、課題となっている業務への重点的な取組の強化や推進体制の整備、また、課室・係の統廃合による業務の効率化や窓口の一元化による円滑な行政運営を図ろうとするものです。

4. 概要

○課室の再編及び事務の所管変更

(1) 企画公室の再編

政策調整係の業務内容を見直し、企画政策係に改称します。企画政策係では、庁内の事業計画の管理及び策定支援に関する業務を一括して担い、町全体の政策・戦略を推進します。また、情報政策係では、管財情報課の情報推進係業務と行政改革及びDX推進業務を統合し、デジタル化による行政改革の推進に取り組みます。交通政策係では、総務課のコミュニティバス関連業務と企画公室における交通政策業務を併せて所管することにより、公共交通における課題改善に専門的に取り組むこととします。

(2) 管財情報課の再編

企画公室から建築契約係を移管し、管財契約係、建築住宅係を設置します。財産の管理と契約業務、住宅の管理と建築業務を同一の係とすることにより各業務に対し効率的に対応できる体制を整えます。また、情報推進係の業務を企画公室に移管し、名称を管財課に変更します。

(3) 住民福祉課、環境課、健康推進課の再編

住民福祉課、環境課、健康推進課を再編し、あらたに福祉介護課、住民環境課、健康保険課を設置します。効率的で分かりやすい窓口サービスの提供を実現するため、福祉介護課には、介護支援係、住民環境課には、戸籍住民係を新設します。また、健康保険課には、健康推進係を設置し、運動(スポーツ)を核とした全世代の健康づくりを推進します。

(4) 産業観光課の再編とまちづくり推進課の新設

産業観光課を再編し、併せてまちづくり推進課を新設します。産業観光課は名称を農林振興課に変更し、係を再編することにより、本町の主要産業である農業に対し重点的に取り組む体制を整えます。また、まちづくり推進課には、企画公室から広報業務、ふるさと納税業務、移住定住業務及び空き家利活用業務、産業観光課から観光業務、商工振興業務、建設課から空き家除却業務などを移管し、町のPRを総合的に推進することにより、観光振興、移住定住施策の推進、ふるさと納税の増額などを図ります。

(5) 総務課、税務課、建設課における係の再編

総務課、税務課、建設課では、課内既存業務の見直しにより係の再編を行い、それぞれの業務に対し効率的に対応できる体制を整えます。

(施行期日：令和7年4月1日)

(令和6年第1回定例会12月会議)
【議案第98号 参考資料】

令和7年4月1日機構改革

令和4年4月	令和7年4月	
企画公室 - 地方創生係 - 政策調整係 - 建築契約係 - 秘書広報係	企画公室 - 企画政策係 - 情報政策係 - 交通政策係	各業務を企画政策係、まちづくり推進課へ移管 地方創生係、秘書広報係から各業務を移管し名称を変更 管財課へ移管 広報業務をまちづくり推進課へ移管 秘書業務を企画政策係へ移管 政策調整係から行政改革業務、管財情報課から情報推進係業務を移管し新設 政策調整係から交通政策業務、総務課から公共交通業務を移管し新設
総務課 - 総務係 - 管理係	総務課 - 総務係 - 人事行政係 - 庁舎建設係	係名変更 新庁舎建設に関する業務とともに総務係から庁舎管理に関する業務を移管し新設
管財情報課 - 管財係 - 住宅係 - 情報推進係	管財課 - 管財契約係 - 建築住宅係	企画公室から契約業務を移管し名称変更 企画公室から建築業務を移管し名称変更 企画公室情報政策係へ移管
税務課 - 住民税係 - 固定資産税係 - 徴収係 - 地籍調査係	税務課 - 住民税係 - 固定資産税係 - 徴収係	地籍調査係から業務を移管 固定資産税係へ業務を移管
住民福祉課 - 住民係 - 社会福祉係 - 障害福祉係	福祉介護課 - 社会福祉係 - 障害福祉係 - 介護支援係	住民環境課へ移管 健康推進課長寿社会係と介護保険係を移管し新設
環境課 環境係	住民環境課 - 環境衛生係 - 戸籍住民係	係名変更 住民福祉課住民係を移管し新設

令和7年4月1日機構改革

令和4年4月	令和7年4月	
健康推進課 - 衛生係 - 保険年金係 - 介護保険係 - 長寿社会係	健康保険課 - 健康推進係 - 保険年金係	運動(スポーツ)を核とした全世代の健康づくり業務を担当し名称変更 福祉介護課へ移管 福祉介護課へ移管
産業観光課 - 商工観光係 - 農業振興係 - 林業振興係	農林振興課 - 農業振興係 - 林業振興係 - 農地調整係	まちづくり推進課へ移管 農業振興係から農業委員会業務を移管し新設
	まちづくり推進課 - 広報観光係 - 移住定住推進係 - 商工振興係	企画公室広報業務、産業観光課観光業務を移管し新設 企画公室移住定住、空き家利活用業務、建設課空き家除却業務等を移管し新設 産業観光課商工振興業務、企画公室ふるさと納税業務を移管し新設
建設課 - 総務係 - 管理係 - 工務係	建設課 - 総務係 - 管理係 - 道路河川係 - 農林整備係	工務係から町道河川に係る業務等を移管し名称変更 工務係から農地農道ため池に係る業務等を移管し名称変更

(令和6年第1回定例会12月会議)

【議案第98号 参考資料】

かつらぎ町課室設置条例新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町課室設置条例（昭和37年かつらぎ町条例第3号） 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課及び室を置く。 企画公室 総務課 管財課 危機管理課 税務課 会計課 福祉介護課 住民環境課 健康保険課 農林振興課 まちづくり推進課 建設課 花園地域振興課 第2条 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。 企画公室	○かつらぎ町課室設置条例（昭和37年かつらぎ町条例第3号） 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課及び室を置く。 企画公室 総務課 管財情報課 危機管理課 税務課 会計課 住民福祉課 環境課 健康推進課 産業観光課 建設課 花園地域振興課 第2条 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。 企画公室

改 正 後	改 正 前
(1) 総合企画調整に関すること。 (2) 基本計画等の総合調整に関すること。 (3) 土地利用対策調整に関すること。 (4) 秘書に関すること。 (5) 情報政策に関すること。 (6) 交通政策に関すること。 総務課 (1) 職員に関すること。 (2) 例規の審査、制定改廃に関すること。 (3) 統計に関すること。 (4) 文書に関すること。 (5) 議会に関すること。 (6) 情報公開に関すること。 (7) 個人情報保護に関すること。 (8) 選挙に関すること。 (9) 各行政委員会に関すること。 (10) 自治振興に関すること。 (11) 庁舎の整備及び管理に関すること。 (12) 庁内庶務に関すること。 管財課 (1) 財産の取得、管理及び処分に関すること。 (2) 公営住宅等の管理及び建築に関すること。 (3) 工事関係等の請負契約及び用度に関すること。	(1) 総合企画調整に関すること。 (2) まちづくりの推進に関すること。 (3) 土地利用対策調整に関すること。 (4) 秘書に関すること。 (5) 広報に関すること。 (6) 工事関係の請負契約及び用度に関すること。 (7) 建築事業に関すること。 総務課 (1) 人事、給与に関すること。 (2) 例規の審査、制定改廃に関すること。 (3) 統計に関すること。 (4) 文書に関すること。 (5) 交通安全に関すること。 (6) 庁内庶務に関すること。 (7) 支所に関すること。 管財情報課 (1) 財産の取得、管理及び処分に関すること。 (2) 公営住宅に関すること。 (3) 電子計算機の管理運営及び行政・地域の情報化に関すること。

改 正 後	改 正 前
<u>危機管理課</u> (4) <u>その他建築事業に関すること。</u> (1) <u>防災対策に関すること。</u> (2) <u>防災計画に関すること。</u> (3) <u>災害対策本部に関すること。</u> (4) <u>消防及び水防に関すること。</u> (5) <u>その他災害等危機管理に関すること。</u> <u>税務課</u> (1) <u>租税に関すること。</u> (2) <u>住宅新築改修資金等貸付金に関すること。</u> (3) <u>地籍調査に関すること。</u> <u>会計課</u> (1) <u>出納管理、資金計画及び決算調製に関すること。</u> (2) <u>財政計画、予算の編成に関すること。</u> <u>福祉介護課</u> (1) <u>社会福祉に関すること。</u> (2) <u>障害福祉に関すること。</u> (3) <u>高齢者福祉に関すること。</u> (4) <u>介護保険に関すること。</u> (5) <u>人権相談及び人権擁護に関すること。</u> <u>住民環境課</u> (1) <u>戸籍及び住民基本台帳等に関すること。</u> (2) <u>脱炭素に関すること。</u> (3) <u>清掃に関すること。</u>	<u>危機管理課</u> (1) <u>防災対策に関すること。</u> (2) <u>防災計画に関すること。</u> (3) <u>災害対策本部に関すること。</u> (4) <u>消防及び水防に関すること。</u> (5) <u>その他災害等危機管理に関すること。</u> <u>税務課</u> (1) <u>租税に関すること。</u> (2) <u>住宅新築改修資金等貸付金に関すること。</u> (3) <u>地籍調査に関すること。</u> <u>会計課</u> (1) <u>財務統制管理に関すること。</u> <u>住民福祉課</u> (1) <u>戸籍及び住民基本台帳等住民に関すること。</u> (2) <u>福祉に関すること。</u> (3) <u>人権相談に関すること。</u> (4) <u>人権擁護に関すること。</u> (5) <u>人権尊重施策の総合調整に関すること。</u> <u>環境課</u> (1) <u>再生可能エネルギーに関すること。</u> (2) <u>清掃に関すること。</u> (3) <u>廃棄物収集処理に関すること。</u>

改 正 後	改 正 前
(4) 廃棄物収集処理に関すること。 (5) 公害処理の総合調整に関すること。 (6) その他生活環境に関すること。 健康保険課 (1) 公衆衛生等に関すること。 (2) 国民健康保険に関すること。 (3) 診療所に関すること。 (4) 後期高齢者医療制度に関すること。 (5) 福祉医療に関すること。 (6) 運動（スポーツ）を核とした健康づくりに関すること。 (7) 国民年金に関すること。 (8) その他健康推進に関すること。 農林振興課 (1) 農業、畜産及び水産に関すること。 (2) 林業に関すること。 (3) 山村振興に関すること。 (4) 農業委員会に関すること。 (5) 農業者年金に関すること。 まちづくり推進課 (1) まちづくりの推進に関すること。 (2) 広報に関すること。 (3) 商工業に関すること。 (4) 観光に関すること。 (5) 消費者行政及び労働に関すること。	(4) 公害処理の総合調整に関すること。 (5) その他生活環境に関すること。 健康推進課 (1) 公衆衛生等に関すること。 (2) 国民健康保険に関すること。 (3) 診療所に関すること。 (4) 福祉医療に関すること。 (5) 介護保険に関すること。 (6) 国民年金に関すること。 (7) 高齢者福祉に関すること。 (8) その他健康推進に関すること。 産業観光課 (1) 産業の経営合理化指導及び開発振興に関すること。 (2) 観光に関すること。 (3) 山村振興に関すること。 (4) 消費者行政に関すること。

改 正 後	改 正 前
(6) <u>空き家対策に関すること。</u> (7) <u>移住、定住に関すること。</u> 建設課 (1) <u>道路、河川及び砂防に関すること。</u> (2) <u>都市計画に関すること。</u> (3) <u>京奈和自動車道に関すること。</u> (4) <u>土木施設に関すること。</u> (5) <u>農林土木に関すること。</u> (6) <u>土地改良事業に関すること。</u> (7) <u>農地及び農林施設建設に関すること。</u> (8) <u>広域道路事業等の計画、実施及び推進に関すること。</u> (9) <u>公園の維持管理に関すること。</u> 花園地域振興課 (1) <u>花園支所管内の観光施設等に関すること。</u> (2) <u>各種事務事業に係る他課室等との連絡調整に関すること。</u> (3) <u>支所機能に関すること。</u> 第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。	建設課 (1) <u>道路、河川及び砂防に関すること。</u> (2) <u>都市計画事業に関すること。</u> (3) <u>京奈和自動車道に関すること。</u> (4) <u>土木施設に関すること。</u> (5) <u>農林土木に関すること。</u> (6) <u>土地改良事業に関すること。</u> (7) <u>農地及び農林施設建設に関すること。</u> (8) <u>広域農道事業等の計画、実施及び推進に関すること。</u> (9) <u>空き家対策に関すること。</u> 花園地域振興課 (1) <u>花園支所管内の観光施設等に関すること。</u> (2) <u>各種事務事業に係る他課室等との連絡調整に関すること。</u> 第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

議案参考資料

(令和6年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

管財情報課 情報推進係

1. 議案名

議案第99号 かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

花園臼谷・古向地区の携帯電話不感対策のため、平成22年度実施の花園地区携帯電話等エリア整備事業で敷設した臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設用伝送路についてはかつらぎ町が所有しており、保守業務を業者に委託し維持管理を行っています。

当時、花園地区において高速ブロードバンド環境の整備ができておらず、町事業によって光ファイバー芯線の伝送路を敷設し携帯電話等エリアの整備を行いました。令和7年1月に当該地区の電気通信事業者所有の伝送路整備が完了するため、町所有の伝送路が担っていた機能を電気通信事業者所有の伝送路へ移行します。

3. 趣旨・目的

かつらぎ町が所有する臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設用伝送路が不要となり撤去する必要があるため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

撤去する施設の内容

○臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設用伝送路施設

起点 かつらぎ町大字花園梁瀬645番地の4

終点 かつらぎ町大字花園梁瀬1932番地の17

(施行期日：令和7年2月1日)

(令和6年第1回定例会12月会議)

【議案第99号 参考資料】

かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																																								
○かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等の設置及び管理に関する条例 (平成19年かつらぎ町条例第20号) (設置) 第1条 町民生活における情報通信基盤の整備を行い、情報格差を是正し、情報通信の利便性の向上を図るため、かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等(以下「通信用施設等」をいう。)を設置する。 (位置) 第2条 通信用施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>志賀地区移動通信用鉄塔施設</td><td>かつらぎ町大字志賀1443番地の7</td></tr> <tr> <td>花園北寺地区移動通信用鉄塔施設</td><td>かつらぎ町大字花園池之窪162番地の2</td></tr> <tr> <td>東谷地区移動通信用鉄塔施設</td><td>かつらぎ町大字東谷841番地の1</td></tr> <tr> <td>下津川地区移動通信用鉄塔施設</td><td>かつらぎ町大字平1583番地の2</td></tr> <tr> <td>東滝地区移動通信用鉄塔施設</td><td>かつらぎ町大字滝1229番地の2</td></tr> <tr> <td>臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設</td><td>かつらぎ町大字花園梁瀬1932番地の17</td></tr> <tr> <td>星山地区移動通信用鉄塔施設</td><td>かつらぎ町大字星山182番地の1</td></tr> <tr> <td>臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設</td><td>かつらぎ町大字花園梁瀬645番地の4</td></tr> <tr> <td>用伝送路施設</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	志賀地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字志賀1443番地の7	花園北寺地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字花園池之窪162番地の2	東谷地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字東谷841番地の1	下津川地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字平1583番地の2	東滝地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字滝1229番地の2	臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字花園梁瀬1932番地の17	星山地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字星山182番地の1	臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字花園梁瀬645番地の4	用伝送路施設		○かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等の設置及び管理に関する条例 (平成19年かつらぎ町条例第20号) (設置) 第1条 町民生活における情報通信基盤の整備を行い、情報格差を是正し、情報通信の利便性の向上を図るため、かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等(以下「通信用施設等」をいう。)を設置する。 (位置) 第2条 通信用施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>志賀地区移動通信用鉄塔施設</td><td>かつらぎ町大字志賀1443番地の7</td></tr> <tr> <td>花園北寺地区移動通信用鉄塔施設</td><td>かつらぎ町大字花園池之窪162番地の2</td></tr> <tr> <td>東谷地区移動通信用鉄塔施設</td><td>かつらぎ町大字東谷841番地の1</td></tr> <tr> <td>下津川地区移動通信用鉄塔施設</td><td>かつらぎ町大字平1583番地の2</td></tr> <tr> <td>東滝地区移動通信用鉄塔施設</td><td>かつらぎ町大字滝1229番地の2</td></tr> <tr> <td>臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設</td><td>かつらぎ町大字花園梁瀬1932番地の17</td></tr> <tr> <td>星山地区移動通信用鉄塔施設</td><td>かつらぎ町大字星山182番地の1</td></tr> <tr> <td>臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設</td><td>かつらぎ町大字花園梁瀬645番地の4</td></tr> <tr> <td>用伝送路施設</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	志賀地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字志賀1443番地の7	花園北寺地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字花園池之窪162番地の2	東谷地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字東谷841番地の1	下津川地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字平1583番地の2	東滝地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字滝1229番地の2	臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字花園梁瀬1932番地の17	星山地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字星山182番地の1	臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字花園梁瀬645番地の4	用伝送路施設	
名称	位置																																								
志賀地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字志賀1443番地の7																																								
花園北寺地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字花園池之窪162番地の2																																								
東谷地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字東谷841番地の1																																								
下津川地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字平1583番地の2																																								
東滝地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字滝1229番地の2																																								
臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字花園梁瀬1932番地の17																																								
星山地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字星山182番地の1																																								
臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字花園梁瀬645番地の4																																								
用伝送路施設																																									
名称	位置																																								
志賀地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字志賀1443番地の7																																								
花園北寺地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字花園池之窪162番地の2																																								
東谷地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字東谷841番地の1																																								
下津川地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字平1583番地の2																																								
東滝地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字滝1229番地の2																																								
臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字花園梁瀬1932番地の17																																								
星山地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字星山182番地の1																																								
臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設	かつらぎ町大字花園梁瀬645番地の4																																								
用伝送路施設																																									

かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等の設置及び管理に関する条例- 1 -

改正後	改正前
(使用の許可) 第3条 町長は、通信用施設等の設置目的を効果的に達成するため、電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の規定による登録を受けた者をいう。)にその使用を許可することができる。 2 町長は、前項の許可に際し、通信用施設等の管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。 (権利の譲渡等の禁止) 第4条 前条第1項の規定により通信用施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に通信用施設等を使用し、又は使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。 (現状変更の禁止) 第5条 使用者は、通信用施設等の現状に変更を加えてはならない。た	終点 かつらぎ町大字花園梁瀬193 2番地の17 (使用の許可) 第3条 町長は、通信用施設等の設置目的を効果的に達成するため、電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の規定による登録を受けた者をいう。)にその使用を許可することができる。 2 町長は、前項の許可に際し、通信用施設等の管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。 (使用料) 第4条 前条第1項の規定により伝送路施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を加えた額を町長に支払わなければならない。 2 使用期間の初日が属する年度及び使用期間の満了する日が属する年度の使用料は、当該初日が4月1日である場合又は当該満了する日が3月31日である場合を除き、前項の使用料を365で除して得た額に当該年度の使用日数を乗じた額とする。 (権利の譲渡等の禁止) 第5条 使用者は、許可を受けた目的以外に通信用施設等を使用し、又は使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。 (現状変更の禁止) 第6条 使用者は、通信用施設等の現状に変更を加えてはならない。た

改正後	改正前
だし、通信用施設等の使用上やむを得ない理由により変更が必要となった場合は、町長の承認を得て現状を変更することができる。 2 前項ただし書の規定による変更にかかる費用は、使用者の負担とする。 (使用許可の取消し等) <u>第6条</u> 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は通信用施設等の管理上やむを得ない理由が生じたときは、使用条件を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。 (1) 虚偽の申請により使用許可を受けたとき。 (2) 許可に付した条件に違反したとき。 (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 2 前項各号の規定により、使用条件を変更され、若しくは使用許可を取り消され、又は使用の停止を受けたことにより生じた損害については、町長はその責めを負わない。 (原状回復) <u>第7条</u> 使用者は、通信用施設等の使用を終えたとき、又は使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、通信用施設等を原状に回復しなければならない。 2 前項の規定による原状回復にかかる費用は、使用者の負担とする。ただし、使用者の責めによらない場合は、この限りではない。 3 町長は、使用者が第1項の規定による原状回復義務を履行しないときは、使用者の負担においてこれを行うことができる。 (損害賠償) <u>第8条</u> 使用者は、通信用施設等を損傷し、又は滅失したときは、その	だし、通信用施設等の使用上やむを得ない理由により変更が必要となった場合は、町長の承認を得て現状を変更することができる。 2 前項ただし書の規定による変更にかかる費用は、使用者の負担とする。 (使用許可の取消し等) <u>第7条</u> 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は通信用施設等の管理上やむを得ない理由が生じたときは、使用条件を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。 (1) 虚偽の申請により使用許可を受けたとき。 (2) 許可に付した条件に違反したとき。 (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 2 前項各号の規定により、使用条件を変更され、若しくは使用許可を取り消され、又は使用の停止を受けたことにより生じた損害については、町長はその責めを負わない。 (原状回復) <u>第8条</u> 使用者は、通信用施設等の使用を終えたとき、又は使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、通信用施設等を原状に回復しなければならない。 2 前項の規定による原状回復にかかる費用は、使用者の負担とする。ただし、使用者の責めによらない場合は、この限りではない。 3 町長は、使用者が第1項の規定による原状回復義務を履行しないときは、使用者の負担においてこれを行うことができる。 (損害賠償) <u>第9条</u> 使用者は、通信用施設等を損傷し、又は滅失したときは、その

改 正 後	改 正 前				
損害を賠償しなければならない。ただし、天災地変等により町長が賠償させることが適当でないと認めるときは、免除することができる。 (委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。 (附 則 省 略)	損害を賠償しなければならない。ただし、天災地変等により町長が賠償させることが適当でないと認めるときは、免除することができる。 (委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。 (附 則 省 略)				
別表(第4条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設用伝送路施設</td><td>102,858円</td></tr> </tbody> </table>		区分	使用料	臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設用伝送路施設	102,858円
区分	使用料				
臼谷・古向地区移動通信用鉄塔施設用伝送路施設	102,858円				

(令和6年第1回定例会12月会議)

【議案第99号 参考資料】

白谷・古向地区移動通信用鉄塔施設用伝送路施設位置図



議案参考資料

(令和6年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

花園地域振興課 地域振興係

1. 議案名

議案第100号 かつらぎ町特別会計条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

花園地域交流推進施設運営事業特別会計は、平成25年度に、はなぞの温泉「花圃の里」及び花園野外活動総合施設の施設運営を目的として設置された特別会計です。

はなぞの温泉「花圃の里」については、設置当初より指定管理制度で運営され、花園野外活動総合施設については、施設の貸し出しのみを行っている状況です。

3. 趣旨・目的

はなぞの温泉「花圃の里」については、設置当初より指定管理制度で運営され、令和6年度末で10年が経過します。令和7年4月1日から、第3期目となる新たな指定管理期間を迎えるにあたり、令和7年度会計から一般会計への移行を行おうとするものです。

4. 概要

- ・本条例から「花園地域交流推進施設運営事業特別会計」を削除します。

(施行期日：令和7年4月1日)

(令和6年第1回定例会12月会議)

【議案第100号 参考資料】

かつらぎ町特別会計条例新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町特別会計条例（昭和38年かつらぎ町条例第29号） （設置） 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により次の各号に掲げる当該事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため当該事業特別会計を設置する。 (1) かつらぎ町シビックセンター特別会計	○かつらぎ町特別会計条例（昭和38年かつらぎ町条例第29号） （設置） 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により次の各号に掲げる当該事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため当該事業特別会計を設置する。 (1) かつらぎ町シビックセンター特別会計 (2) <u>花園地域交流推進施設運営事業特別会計</u>

(省 略)

(省 略)

かつらぎ町特別会計条例

議案参考資料

(令和6年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

生涯学習課 文化振興係

1. 議案名

議案第101号 かつらぎ町文化財拠点施設設置及び管理に関する条例制定について

2. 背景・経過

当町では、これまで文化財を適切な形で収蔵する場所がなく、調査整理を行う環境も整っておらず、常設展等での活用を行うことが困難な状況でした。そこで、文化財の収蔵状況の改善・調査整理の推進・各種活用の充実を行うことを目的として、それらの好循環を生む文化財拠点施設を設置する必要がありました。

この度文化財拠点施設を設置するにあたりその設計を今年度7月に完了し、現在施工中で今年度中に完成予定ですので、必要な事項を定める条例を制定しようとするものです。

3. 趣旨・目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、埋蔵文化財(出土品を含む。以下同じ。)その他文化財(以下「埋蔵文化財等」)の保護及び活用を図り、もって町民の教育、文化等の向上に資するため、かつらぎ町文化財拠点施設(以下「拠点施設」という。)を設置しようとするものです。

4. 概要

拠点施設は本館「歴史民俗資料館」と別館「収蔵庫」から構成されます。拠点施設では、職員を置くことで、文化財の調査研究・保存を基礎作業として、基礎作業の成果を活用した展示公開等の事業を実施することができます。また、運営審議会を設置することで、拠点施設の運営について館長の諮問に応じ調査審議することができます。観覧については無料とします。

(施行期日：令和7年10月1日)

議案参考資料

(令和6年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

建設課 管理係

1. 議案名

議案第102号～議案第104号 町道の廃止について(丁ノ町73号線～丁ノ町75号線)

2. 背景・経過

当該町道は、妙寺団地建替事業に伴い、住宅及び付属施設用地に供するため廃止します。

3. 趣旨・目的

妙寺団地5号館の建築に伴い、住宅及び付属施設用地に供するため、町道を廃止しようとするものです。

4. 概要

別紙「町道廃止路線位置図」のとおり、町道の廃止を行います。

町道廃止路線位置図



令和6年第1回定例会(12月会議)
【議案第102号 参考資料】

路線番号	路線名
1073	丁ノ町73号線

令和6年第1回定例会(12月会議)
【議案第103号 参考資料】

路線番号	路線名
1074	丁ノ町74号線

令和6年第1回定例会(12月会議)
【議案第104号 参考資料】

路線番号	路線名
1075	丁ノ町75号線

議案参考資料

(令和6年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

産業観光課 商工観光係

1. 議案名

議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について

2. 背景・経過

かつらぎ西パーキングエリア上り線地域振興施設について、指定管理期間が令和7年3月31日に期間満了を迎えるため、令和7年4月1日以降の指定管理者を指定する必要があります。

3. 趣旨・目的

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定にかかる議決を求めるものです。

4. 概要

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

かつらぎ西パーキングエリア上り線地域振興施設

2 指定管理者となる団体の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2470番地の1

株式会社 まちづくりかつらぎ

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(令和6年第1回定例会12月会議)

【議案第105号 参考資料】

公の施設の指定管理者の指定について

1. 施設の概要

名 称 かつらぎ西パーキングエリア上り線地域振興施設
位 置 かつらぎ町大字笠田東1271番地の28
敷地面積 1,601.06 m²
建物面積 488.60 m² (延床面積: 451.77 m²)
構 造 鉄骨造平屋建
内 容 物産販売施設、飲食提供施設、インフォメーション施設、駐車場

2. 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3. 指定管理者に行わせる業務

- (1) 地域振興施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 地域振興施設の利用の許可及び利用料金の徴収に関する業務
- (3) 地域振興施設の利用料金の減額又は免除に関する業務
- (4) 観光情報及び地域情報の発信に関する業務
- (5) 農林水産物等の特産品の販売並びに飲食物の販売に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

4. 選定までの経緯

2024年 8月21日 公募開始
2024年 8月29日 説明会 参加団体 0者
2024年 9月30日 公募締切 申請書提出団体 1社
2024年10月16日 指定管理者の審査 (プレゼンテーション)
2024年10月18日 指定管理候補者として選定

5. 応募資格

- (1) 法人その他の団体であること。

農林漁業者3人以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体

- (2) 申請団体又はその代表者が、次のいずれかに該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ④ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑥ 本町における指定管理者の指定手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは、その統制の下にある団体
- ⑧ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 暴力団の構成員等
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てが成されている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申し立てをしている者、商法（明治32年法律第48号）に基づき会社の整理の申し立てが成されている者又は会社の整理の開始を命じられている者

6. 選定方法

指定管理候補者の選定にあたっては、指定管理者選定委員会を開催し、申請者から提出された事業計画書、収支計画書、申請団体の状況を説明する資料等及び申請団体のプレゼンテーション及びヒアリング等により審議し、申請団体についての意見並びに選定基準に基づく評価により選定した。

7. 指定管理候補者の概要

名 称 株式会社まちづくりかつらぎ
 代表者名 中谷 保
 住 所 かつらぎ町丁ノ町2470番地の1
 設 立 平成26年12月5日

業務内容 地域振興施設の経営、運営並びに管理、他

8. 指定管理候補者が示した事業計画の概要

平成27年5月1日、かつらぎ西パーキングエリア（上り線）地域振興施設「道の駅」かつらぎ西は、開業以来5年間指定管理業者としてかつらぎ町と連絡を密にして運営を行って参りました。また、令和2年4月1日から今日まで順調に運営する事ができました。その間、念願であった施設建物の改修工事を行って頂くことができました。（工事期間：令和4年12月1日から令和5年3月31日）

今後の運営については、10年間の実績を踏まえると共に、来場者の声を大切にしつつ、出品者の意見・要望にも耳を傾けながら運営に反映できるように努めます。

また、「地元農産物・特産品の紹介及び販売」「地域情報の提供」「都市と農村の交流」等を通じ、かつらぎ町の活性化に貢献できるようにより一層努力し、管理運営を行って参ります。

9. 採点結果

指定管理者選定委員会 委員7名

選定基準	配点	平均点
1. 安定した施設管理とともに、目的達成に必要な物的及び人的能力を有しているか。	10点	6.85点
2. 施設効果を最大限に発揮させられるか。	30点	17.14点
3. 類似事業の実績	20点	14.28点
4. 施設の効率的な運用を図られているか。	30点	19.71点
5. 施設運営の平等利用を確保されているか。	10点	6.85点
合計	100点	64.85点

10. 候補者の決定

指定管理者選定基準に基づき、100点満点の採点方式により選定。

各項目について評価を行ったところ、選定基準点（平均点60点）以上の評価を獲得したため指定管理候補者として決定した。

議案参考資料

(令和6年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

花園地域振興課 地域振興係

1. 議案名

議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について

2. 背景・経過

はなぞの温泉「花圃の里」について、指定管理期間が令和7年3月31日に期間満了を迎えるため、令和7年4月1日以降の指定管理者を指定する必要があります。

3. 趣旨・目的

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定にかかる議決を求めるものです。

4. 概要

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

はなぞの温泉「花圃の里」

2 指定管理者となる団体の名称

和歌山県橋本市高野口町大野687番地

株式会社 アイガアル

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(令和6年第1回定例会12月会議)

【議案第106号 参考資料】

公の施設の指定管理者の指定について

1. 施設の概要

名 称 はなぞの温泉「花圃の里」
位 置 かつらぎ町大字花園梁瀬779番地の1
敷地面積 6,809.35 m²
延床面積 1,107.12 m²
構 造 木造平屋建て
施設内容 エントランスホール、ロビー、休憩室、レストラン、宴会場、
浴場2、宿泊室12
付帯施設 機械室、プロパン倉庫、バイオマスボイラー、駐車場

2. 指定の期間

2025年4月1日から2030年3月31日まで

3. 指定管理者に行わせる業務

- (1) はなぞの温泉「花圃の里」の管理運営に関する業務
- (2) はなぞの温泉「花圃の里」の維持管理に関する業務
- (3) はなぞの温泉「花圃の里」の利用に係る料金に関する業務
- (4) はなぞの温泉「花圃の里」の利用料金の減額又は免除に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

4. 選定までの経緯

2024年8月23日 公募開始
2024年8月30日 説明会 参加団体 1社
2024年9月30日 公募締切 申請書提出団体 2社
2024年10月16日 指定管理者の審査（プレゼンテーション）
2024年10月 日 指定管理候補者として選定

5. 応募資格

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 申請団体又はその代表者が、次のいずれかに該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同

項を準用する場合を含む。)の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

- ③ 法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ④ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑥ 本町における指定管理者の指定手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- ⑦ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは、その統制の下にある団体
- ⑧ 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 破産者で復権を得ない者
 - ・ 禁固刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受ける事がなくなった日から2年を経過しない者
 - ・ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 暴力団の構成員等
- ⑨ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てが成されている者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の申し立てをしている者、商法(明治32年法律第48号)に基づき会社の整理の申し立てが成されている者又は会社の整理の開始を命じられている者

6. 選定方法

指定管理候補者の選定にあたっては、指定管理者選定委員会を開催し、申請者から提出された事業計画書、収支計画書、申請団体の状況を説明する資料等及び申請団体のプレゼンテーション及びヒアリング等により審議し、申請団体についての意見並びに選定基準に基づく評価により選定した。

7. 指定管理候補者の概要

名 称 株式会社アイガアル

代表者名 辻本 壯一郎

住 所 和歌山県橋本市高野口町大野 6 8 7

設 立 平成 2 4 年 1 月 1 9 日

業務内容 介護保険法に基づく各種介護サービス 他

8. 指定管理候補者が示した事業計画の概要

令和 2 年 4 月 1 日、はなぞの温泉「花圃の里」の指定管理業者として選定され、以来 5 年間指定管理業者としてかつらぎ町と連絡を密にして運営を行って参りました。その間感染が急拡大した「新型コロナウイルス」の影響により、施設運営は困難の連続でしたが、かつらぎ町や町民の皆様の期待にお応えすることが使命と考え、管理運営を続けて参りました。

今後の運営については、コロナ禍の中で蓄積した管理運営のノウハウや苦労した経験を活用することで、当該施設の管理運営を通してかつらぎ町の発展、活性化に貢献できるよう、より一層努力し管理運営を行って参ります。

9. 採点結果

指定管理者選定委員会 委員 7 名

選定基準	配点	平均点
1. 安定した施設管理とともに、目的達成に必要な物的及び人的能力を有しているか。	10 点	5.7 点
2. 施設効果を最大限に発揮させられるか。	30 点	18 点
3. 類似事業の実績	20 点	13.1 点
4. 施設の効率的な運用を図られているか。	30 点	17.1 点
5. 施設運営の平等利用を確保されているか。	10 点	6.3 点
合計	100 点	60.6 点

10. 候補者の決定

指定管理者選定基準に基づき、100点満点の採点方式により選定。

各項目について評価を行ったところ、選定基準点（平均点 60 点）以上の評価を獲得したため指定管理候補者として決定した。

議案参考資料

(令和6年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

企画公室 政策調整係

1. 議案名

議案第107号 財産の取得について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格10,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとされており、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

財産の取得又は処分は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な財産の取得又は処分については、長のみに委ねず議会もその決定に参加するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい財産の取得又は処分について、一般の財産の取得又は処分が受ける法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

今回は、地域優良賃貸住宅整備事業に係る土地の取得にあたり、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

かつらぎ町では、本町丁ノ町地内に、PFI手法による地域優良賃貸住宅の整備を進めており、土地所有者から用地取得を進めています。

現在は事業内容にご理解をいただき、ご協力をお約束いただいた土地所有者との間に覚書を締結しております。

1. 取得の目的 地域優良賃貸住宅整備事業の用地取得のため
2. 取得の相手方 かつらぎ町大字新田94番地 築野食品工業 株式会社

(令和6年第1回定例会12月会議)
【議案第107号 参考資料】

地域優良賃貸
住宅用地

対象地

妙寺駅

正覚寺

丁ノ町公園

妙寺駅

JR妙寺駅

議案参考資料

(令和6年第1回定例会12月会議)

担当課(室)係

税務課徴収係

1. 議案名

議案第108号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更に関する協議について

2. 背景・経過

森林環境税の賦課徴収に伴い、和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約を変更する必要が生じました。

3. 趣旨・目的

和歌山地方税回収機構の共同処理する事務に個人住民税の均等割に併せ賦課徴収する森林環境税を共同処理する事務の対象とするため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

変更内容

共同処理する事務(第3条)

住民税の均等割に併せて賦課徴収する森林環境税を共同処理する事務として追加します。

(施行期日：令和7年4月1日)

(令和6年第1回定例会12月会議)

【議案第108号 参考資料】

和歌山地方税回収機構規約新旧対照表

改正後	改正前
○和歌山地方税回収機構規約 (平成18年3月9日和歌山県指令市町村第1137号) (省 略) (機構の共同処理する事務) 第3条 機構は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、市町村が賦課徴収するとされている地方税、森林環境税及び森林環境譲与税に關する法律(平成31年法律第3号)第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税並びに国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料に關する法律(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、市町村が賦課徴収することとされている地方税及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料に係る滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務 (2) 略 (省 略)	○和歌山地方税回収機構規約 (平成18年3月9日和歌山県指令市町村第1137号) (省 略) (機構の共同処理する事務) 第3条 機構は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、市町村が賦課徴収するとされている地方税及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料に係る滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務 (2) 略 (省 略)

